

令和6年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	○：対応 △：一部対応
南	1	横浜市がけ地相談会の年度を通じた実施	1 建築局建築防災課で7月に3日間36組限定で実施している「横浜市がけ地相談会」(地盤品質判定士による無料の相談窓口)の実施回数の増及び将来的ないつでも相談できる体制の構築 2 地盤品質判定士の無料相談会の年間を通じた実施による、土地所有者の崖対策工事のきっかけ作り	建築局	△
南	2	南区の近代の産業遺産である「登り窯等遺構」の歴史・文化的資産維持への支援	「登り窯等遺構」という地域資源を安定的に維持管理していくため、局と連携した支援策の検討	都市整備局	○
南	3	福祉保健活動拠点の夜間貸館予約がないときに夜間閉館ができるスキームの検討	1 夜間の貸館予約がないときに夜間閉館できるスキームの検討 2 「夜間閉館した日×指定額の指定管理料の戻入」を年度末に実施 3 夜間帯における相談について、留守番電話やメール等での受付により、翌業務時間帯に対応するなどのスキームも必要に応じて検討	健康福祉局	—
南	4	地域の災害時要援護者支援の取組推進に向けた支援(個人情報の取扱いに関する協定書ひな形等の変更)	個人情報の取扱いに関する地域の負担軽減	健康福祉局	○
南	5	大岡川プロムナードの桜の更新	大岡川プロムナードにおける桜の更新	道路局	○
南	6	六ツ川中央公園拡張部の整備促進	買収済み用地の供用済み部分と一体となった整備の促進	環境創造局	○

令和6年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	建築局
------	-----

南区		総務課	
担当者名	窪田、秋元	TEL	341-1225
共通区	16区（鶴見区、神奈川区、西区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区、青葉区、戸塚区、栄区、泉区、中区、旭区、緑区、都筑区、瀬谷区 一部賛同区含む）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
----	----

1	横浜市がけ地相談会の年度を通した実施
---	--------------------

◇地域の課題、基礎データ等

神奈川県逗子市で崖の崩落事故が起きたように、風水害は激甚化・頻発化しており、崖地からの水漏れや崖崩れなど、区役所への崖地に関する相談も多いです。区民から区役所に崖の相談があった場合には、区役所では崖地の危険性等を判断できないため、崖の専門家である地盤品質判定士への相談を案内しております。しかし、建築局が実施している地盤品質判定士会への無料の相談会は、7月に3日間の開催で受入れ件数が限られており、常時設置されている相談窓口も有償のため、区民が相談できないことがあります。

【基礎データ】
令和5年度の南区における崖地の異常（崖地からの水の流出、地響き、倒木、崖崩れ等）の相談・対応件数 7件（6月20日時点）

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（担当職員）

◇区民からの具体的な要望

私有地である崖地について、崖地の所有者がいつでも専門的な相談を無料でできる窓口が欲しいです。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

区民から区役所に崖地に関する相談があった場合には、区役所では危険性等の判断ができないことを伝えたくて、必要に応じて地盤品質判定士への相談を案内しております。しかし、地盤品質判定士会による無料の相談会は年に3日間の開催で受入れ件数が限られており、常時設置されている相談窓口も有償であるため、相談に至らない場合があります。

◇提案内容・概算額等

建築局建築防災課で7月に3日間36組限定で実施している「横浜市がけ地相談会」（地盤品質判定士による無料の相談窓口）について、まずは毎月実施していただき年間432組程度に受入れ件数を増やし、将来的にはいつでも相談できる体制を築いていただきたいです。
地盤品質判定士による無料の相談会を年度を通して実施していただき、土地所有者が崖対策工事を実施するきっかけを作りたいです。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	建築局建築防災課
------	----------

◆局回答内容

建築局		建築防災課	
担当者名	服部、平野、岩崎	TEL	671-2948

対応の有無

一部対応する

◇対応の内容

住宅・宅地の安全と防災に関する専門家である「一般社団法人 地盤品質判定士会」と、令和2年度に協定を締結し、土地所有者等から日々寄せられる崖地や擁壁の安全性等に関する相談に対応しています。
本協定に基づき、年間100件を超える市民相談に対応しているほか、昨年度（令和4年度）から、無料で専門家に相談できる横浜市がけ地相談会を開催するなど、土地所有者等による崖地や擁壁の改善に向けた取組を推進しています。
なお、令和5年度については、令和4年度の2日間24組から、6日間72組に受入れ件数を増やして相談会を実施しました。
令和6年度においても、相談会の開催回数や相談体制の拡充について、検討・調整を行ってまいります。
引き続き、地盤品質判定士会等の専門家団体と連携し、個別課題に寄り添う相談対応、市民ニーズを踏まえた相談会の開催等により、災害に強い安全なまちづくりに取り組んでいきます。

◇課題に対する局の考え方

対応しない場合

◇対応する場合の課題

令和6年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	都市整備局	南区		区政推進課	
		担当者名	関、青木	TEL	341-1233
		共通区			
		継続年数	2年		

提案種別	
制度関連	

番号	項目
2	南区の近代の産業遺産である「登り窯等遺構」の歴史・文化的資産維持への支援

◇地域の課題、基礎データ等

南区永田東に存する「登り窯等遺構」は、大正13年に築造され、横浜3陶人の一人である井上良齋（三代）氏により、輸出品である戦前陶磁器の製作に使用された近代産業遺産です。この登り窯等遺構と井上良齋（三代）氏の作品は、親族が、所有・保存をしています。

井上良齋（三代）氏は、戦前から戦後にかけて、横浜の地で作陶活動をしており、昭和28年に第一回横浜文化賞を受賞、昭和34年に芸術院賞を受賞して芸術院会員となっています。

平成12年に南永田山王台連合町内会地区の役員が中心となり、「登り窯と永田の自然を守る会（以下、「守る会」という。）」を発足、「登り窯とその周囲に残る自然を守る活動を通じて、活気あるまちづくりに寄与する」ことを目的として、作陶活動や自然観察などを定期的に行っています。

平成19年には「ヨコハマ市民まち普請事業」によりピオトープが整備されました。

一方で、所有者や守る会のメンバーの高齢化に伴い、これまで活発だった守る会の活動が、現在は困難になってきています。このため、令和4年2月から「南区ちょこっとコーディネーター派遣」をスタートし、守る会の活動の支援を行っています。

＜守る会の活動実績等＞
 会員数：平成12年の発足時63名、令和5年は約50名（最大で約150名が登録）
 活動内容：【現在】竹細工製作(毎月1回)、二ホンタンポポの保存活動、小学校による窯場見学
 【過去】陶芸教室(隔月1回)、郷土史研究、ピオトープでのホテルの飼育活動、観桜会など
 広報活動:会報の発行

令和4年9月から、井上良齋（三代）氏の作品を評価・保存するための検討を、横浜美術館と神奈川県立歴史博物館の両館が共同で開始しています。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

- ・「登り窯等遺構」を残していきたい。
- ・市へ「登り窯等遺構」と土地を無償で寄付したい。それが難しいのであれば、保存していくための方法について相談にのってほしい。
- ・現在所有している井上良齋（三代）の作品を、美術館や博物館等の公的機関に寄贈したい。（実施中）

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

H17：「登り窯等遺構」の覆い屋根修復工事等を実施。
 H27：所有者から南区へ「登り窯等遺構」の寄付の要望を受け、各局（環境創造局、教育委員会事務局、都市整備局）に照会。本市における寄付の受け入れは不可と所有者へ回答。
 R3～：「南区ちょこっとコーディネーター派遣」スタート。
 R4～：井上良齋（三代）の作品の調査開始（横浜美術館、神奈川県立歴史博物館）。
 R5～：井上良齋（三代）の作品の寄贈開始予定（横浜美術館、神奈川県立歴史博物館）。横浜市登録歴史的建造物に登録（都市整備局）。

◇提案内容・概算額等

登り窯については、現在、専門家による所見を依頼しており、今後、歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく登録歴史的建造物として登録される予定ですが、その維持管理は所有者に委ねられています。南区では、これまでも地域活動を支援するコーディネーターを派遣するなど、当該建造物の維持管理を側面的に支援してきましたが、歴史的価値を有する地域資源を安定的に維持管理していくために、局と連携してさらなる支援策の検討を進めたいと考えます。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	都市整備局都市デザイン室
------	--------------

◆局回答内容

都市整備局		都市デザイン室	
担当者名	鈴木、岡部	TEL	671-2023

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 今後、地域における保全活用検討が区において進められる中で、必要が生じた場合には適宜支援策の検討を進めます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和6年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	南区		福祉保健課		
		担当者名	藤崎	TEL	341-1183	
		共通区	10区（神奈川区、西区、保土ヶ谷区、磯子区、緑区、栄区、瀬谷区、中区、戸塚区、泉区 一部賛同区含む）			
		継続年数	新規			
提案種別						
制度関連						
番号	項 目					
3	福祉保健活動拠点の夜間貸館予約がないときに夜間閉館ができるスキームの検討					
◇地域の課題、基礎データ等						
<p>横浜市福祉保健活動拠点条例施行規則第2条において、福祉保健活動拠点の開館時間は、午前9時から午後9時まで、日曜日・祝日は、午前9時から午後5時までとされています。</p> <p>現在、南区福祉保健活動拠点貸館の平日夜間稼働率は20.7%、土曜夜間稼働率は2.8%です。また18区福祉保健活動拠点でいうと、平日夜間稼働率は24.7%、土曜夜間稼働率は14.9%です。</p> <p>市内18区の福祉保健活動拠点における稼働率の低い夜間の貸館予約がないときに、夜間時間帯を閉館することにより、横浜市における財政負担の減少が見込まれることから、現在、先行して夜間閉館を試行実施している地域ケアプラザ同様、福祉保健活動拠点でも夜間閉館できるスキームの検討を要望します。</p>						
◇地域ニーズ等の収集手段						
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（区の課題意識に基づく、事務改善提案）						
◇区民からの具体的な要望						
<p>先行して夜間閉館を試行実施している地域ケアプラザに合わせて夜間閉館を実施することにより、予算の使い道をその他に充てるなどして、機能強化を図ることが期待されます（区の課題意識に基づく、事務改善提案）。</p>						
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。						
<p>令和5年度から横浜市内地域ケアプラザで、午後6～9時に施設予約がない場合は午後6時に閉館（予約のある日は午後9時まで開館）の試行実施を始めています。南区内でも地域ケアプラザ8施設全館で、夜間閉館に係る試行実施をしています。一方で、福祉保健活動拠点については、夜間閉館の対応はしていません。</p>						
◇提案内容・概算額等						
<p>①福祉保健活動拠点において、夜間の貸館予約がないときの夜間閉館できるスキームの検討</p> <p>②「夜間閉館した日×指定額の指定管理料の戻入」を年度末に実施。これにより横浜市の財政負担の軽減</p> <p>③具体的な夜間閉館に係る手続きについては、令和5年度から試行実施が開始されている地域ケアプラザ夜間閉館手続きに準ずるものとしします。</p> <p>④福祉保健活動拠点にかかる夜間帯における相談（ボランティア、貸館等）については、実態を踏まえ、留守番電話やメール等での受付により、翌業務時間帯に対応するなどのスキームも必要に応じて検討。</p>						
◇参考：区執行体制上の課題						
<p>現行の体制で対応</p>						
◇所管局						
所管局課		健康福祉局地域支援課				

◆局回答内容

健康福祉局		地域支援課	
担当者名	藤村	TEL	671-2388

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	<p style="background-color:#e0e0e0;">◇課題に対する局の考え方</p> <p>試行実施中である地域ケアプラザにおける夜間閉館についての検証結果を踏まえ、本格実施に向けた見通しが立った段階で福祉保健活動拠点についても検討を開始すべきものと考えます。</p> <p style="background-color:#e0e0e0;">◇対応する場合の課題</p> <p>夜間閉館は市民サービスの低下と捉えられかねず、実施する場合には夜間の活動への配慮が必要であることから、地域ケアプラザにおける検証結果が出るまでは対応困難です。</p>

令和6年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

南区		高齢・障害支援課	
担当者名	田中	TEL	341-1136
共通区	8区(旭区、鶴見区、港南区、磯子区、金沢区、青葉区、都筑区、戸塚区 一部賛同区含む)		

継続年数	2年
------	----

提案種別	
制度関連	
番号	項目
4	地域の災害時要援護者支援の取組推進に向けた支援(個人情報の取り扱いに関する協定書ひな形等の変更)
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>東日本大震災において高齢者や障害者が多数犠牲になったことを教訓に、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村による名簿作成の義務と自治会等自主防災組織への名簿の提供について規定されました。</p> <p>本市では、これを受けて震災対策条例等を改正し、より多くの要援護者の情報提供を進めるための情報共有方式の導入など、名簿提供の取組を進めてきました。</p> <p>南区においても平成26年度以降様々な形で地域へ働きかけを行い、令和3年度末時点で205の自治会の内8割を超える168の自治会と協定を締結し、全要援護者の半数にあたる6,242人の情報を提供しており、名簿提供者数及び情報共有方式による名簿提供率は18区中最も高くなっています。一方で、名簿の提供を行ってもその情報を活用した具体的な災害時に備えた取組が進まないことが大きな課題となっています。</p> <p>南区では、平成28年度以降繰り返しアンケートを実施しているが、取組を進める上での課題として、①取組の進め方に関する不安や情報不足、②担い手の不足、③名簿受領手続きや個人情報の取扱いの難しさ等があげられています。窓口での相談や説明会等においても同様の意見が多数寄せられており、一部の自治会では、一度締結した協定を破棄する状況も発生しています。また、未だ名簿の提供が行われていない自治会からも同様の理由で受け取りを拒否しているところが多い状況です。</p> <p>令和3年度からは、近年台風や大雨といった大規模な水害が繰り返し発生し多くの高齢者等が犠牲となったことを受け、災害対策基本法が改正され、要援護者の個別避難計画の作成が地方自治体の努力義務として規定されました。令和4年度にはモデル事業として風水害を想定して対象者や地域を限定した検証が行われ、令和7年度までに、全市で個別避難計画が作成が行われる予定です。真に実効的な避難が行われるようにしていくには共助の取組が不可欠であり、地域への名簿提供のさらなる推進とともに、地域における具体的な取組が進むよう、一層の支援が求められていると考えます。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
<input type="checkbox"/> 自分の地域でどんな取組を行っていいのかわからないため、他の地域で行われている取組事例や専門家のアドバイスを受けてたい。 <input type="checkbox"/> 名簿の情報をより多くの自治会役員等と共有したい。 <input type="checkbox"/> 様々な届け出が必要であることが煩雑で支援者全員への理解・周知が困難。 <input type="checkbox"/> 名簿の情報をデータで管理したい。	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<input type="checkbox"/> 複数に分かれている各種届出様式をまとめるなどの手続きの簡素化。 <input type="checkbox"/> データ化に関しては協定書で原則禁止と規定されている。区と協議することで可能となっているが、こちらについても手続きの煩雑さから、取組をためらう自治会が多い状況となっています。 <input type="checkbox"/> 区主催の要援護者支援に特化した個人情報保護研修実施(全体、個別)。DVD等の研修ツールの提供。	
◇提案内容・概算額等	
<p>これまで上記のような取組を進めてきたが、地域の理解を得ながらより一層取組を進めていくために、アンケート等で多くの地域から課題として挙げられた項目のうち、①取組方法についての周知、②個人情報の取り扱いについて、昨年度提案しました。①取組方法の周知については、昨年度対応済みのことから、今年度は再度②個人情報の取り扱いについて提案します。</p> <p>②個人情報の取り扱いに関する地域の負担軽減 地域に提供する要援護者名簿に関する個人情報の取扱いについては、名簿の提供にあたって地域と締結する協定書に定められているが、その内容が取組を進める上で大きな課題となっていることがアンケート結果等から明らかになっています。</p> <p>平成29年度の個人情報保護法の改正により、自治会等が取り扱う個人情報も新たに法の対象となったことなど状況の変化を踏まえ、地域において要援護者支援の取組がさらに進むよう、改めて法令や国の指針等に基づき、個人情報の取扱いについて地域の負担軽減が必要です。</p> <p>(提案内容) <input type="checkbox"/> 情報管理者・取扱者届出、個人情報保護研修実施報告、保管場所・方法届出等の取扱いの変更 <input type="checkbox"/> 名簿のデータ化原則禁止の見直し</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	健康福祉局福祉保健課

◆局回答内容

健康福祉局		福祉保健課	
担当者名	村尾、石川	TEL	671-4056

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 年々個人情報の取扱いに関して厳しい制限がかかる中、名簿等を活用した支援に取組む自主防災組織の方々に必要な手続きを効率化できる様に検討していきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和6年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	道路局	南区		区政推進課 南土木事務所	
		担当者名	西野・栗田	TEL	341-1232・1107
		共通区			

継続年数	4年
------	----

提案種別	
予算関連	

番号	項目
5	大岡川プロムナードの桜の更新

◇地域の課題、基礎データ等

南区のシンボルである大岡川プロムナードは、古くから区民の皆様に愛されている桜の名所であり、近年では各メディアにも取り上げられ、区外からの観光客も訪れる賑わいの中心となってきました。
 しかし、桜の根上りを主な原因とする舗装の持ち上がりにより通行に支障をきたしていた場所が数多くあり、加えて、桜並木の半数以上が老朽化による倒木のおそれがあったことなども踏まえ、平成20年度より基本計画に基づき再整備を行ってきました。
 プロムナード全体の再整備工事は令和2年度に終了しましたが、再整備工事着手から既に10年近くが経過しているため、当時は状態に問題がなかった桜においても、伐採等の対応が必要になっています。平成28年度に実施したプロムナードの桜460本の樹木診断では、114本の桜に異常が見られ、引き続き観察が必要と判定されました。
 大岡川プロムナードの魅力的な景観を維持するためにも、これらの場所について順次植替えが必要な状況です。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

- ・伐採後の桜の切り株が残っているのを、新しい桜に植え替えてほしい。
- ・プロムナードの歩道が桜の根で持ち上げられ、凹凸があるのを整備してほしい。
- ・キノコの付着や、幹の空洞が見られる桜がある。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- 横浜市都市計画マスタープラン・南区プラン「引き継がれた地域資源を生かし、地域の魅力を育む」
- 大岡川プロムナード再整備（平成20年度～令和2年度）
- 令和5年度南区運営方針「賑わいにあふれ、あったかさを感じられるまちづくり」

◇提案内容・概算額等

●環境創造局・道路局：大岡川プロムナードにおける桜の更新費用 約■■■千円
 <大岡川プロムナード(与七橋～太田橋)における桜の更新費>
 ・高木植樹・植栽樹整備■■■千円/本×10=約■■■千円
 *予算取りまとは道路局(施設課)が担当

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局	
所管局課	道路局施設課

◆局回答内容

道路局		施設課	
担当者名	望月・本田	TEL	671-2786

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	整備を行うための予算を計上します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和6年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	環境創造局
------	-------

南区		南土木事務所	
担当者名	山崎	TEL	341-1108
共通区			

継続年数	2年
------	----

提案種別	
予算関連	
番号	項目
6	六ツ川中央公園拡張部の整備促進
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>六ツ川中央公園は平成8年3月に公開された近隣公園です。公園中央部に未整備用地(約1,500㎡)があることから、大変利用しにくい形状となっており、連合町内会や地元自治会などから早期整備を要望されています。</p> <p>【基礎データ】 公園種別 近隣公園 使用面積 23,838㎡ 公開年月日 平成8年3月25日</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他(六ツ川地区連合町内会、内手自治会からの要望)	
◇区民からの具体的な要望	
<ul style="list-style-type: none"> ・未整備用地を早期に公園として整備してほしい。 ・地形の関係で広場が狭い公園なので、未整備用地を広場として整備してほしい。 ・未整備用地が、草が伸び放題で火事などの心配がある。 	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<p>未整備用地の整備については、昨年度から環境創造局に要望しており、局も未買収だった当該用地を取得するなど、整備に向けて、対応している。</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>地元要望を踏まえ、買収済み用地について、供用済み部分と一体となった整備を促進してもらいたい。</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	環境創造局緑地保全推進課、環境創造局公園緑地整備課

◆局回答内容

環境創造局		緑地保全推進課 公園緑地整備課	
担当者名	村田 中橋	TEL	671-3442 671-2652

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<ul style="list-style-type: none"> ◆用地取得について <ul style="list-style-type: none"> ・拡張予定地につきましては、令和5年度中に用地取得見込みです。 ◆拡張部の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度中に公園中央部の未整備用地とその周辺エリアを含めた基本設計を実施します。 ・令和6年度は、公園中央部の広場整備を行うための実施設計を行う予定です。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題